

5. 航 空 局

第9次交通安全基本計画骨子（案）における航空交通の安全施策

航空交通の安全

・対策

航空サービスの提供には、国、地方公共団体、航空運送事業者、空港会社等数多くの主体が関わっており、これら各主体の規範遵守を監督する従来の安全行政から、各主体の安全パフォーマンス（指標）を継続的に評価し、航空全体として安全パフォーマンスの向上が図られるよう総合的な安全マネジメントを行っていく**次世代型安全行政への転換を図る。**

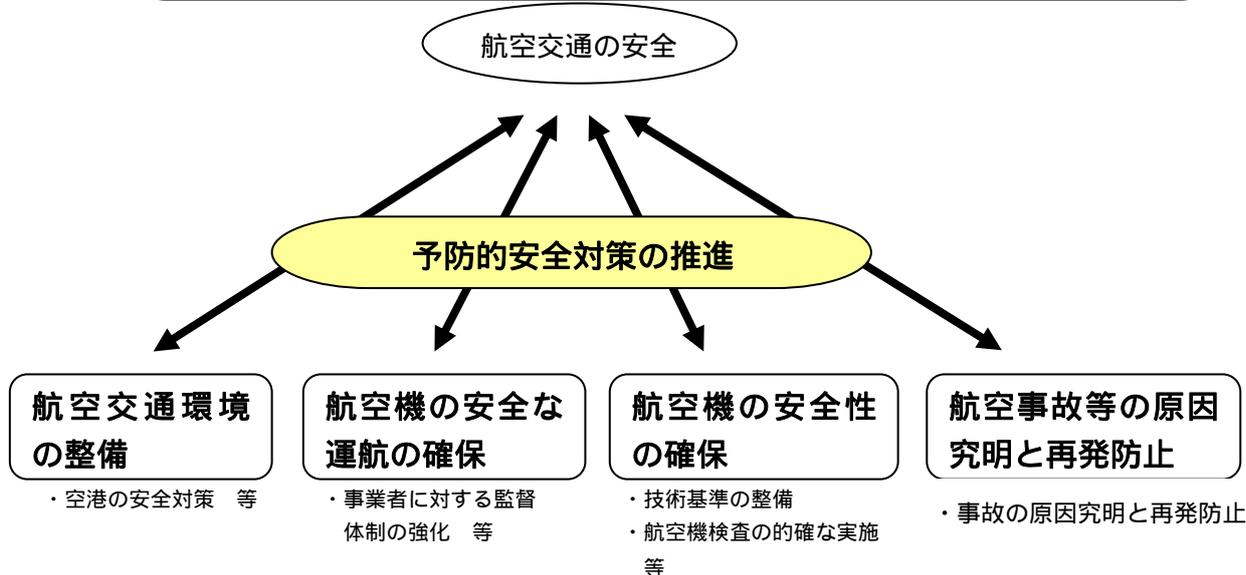
施策

次世代型安全行政への転換

リスク低減、安全パフォーマンス（指標）評価を重視し、サービス提供者の安全管理活動と連携した安全監督を行っていく構造的枠組である**国家安全計画（SSP）を策定。**

安全パフォーマンス評価に必要な安全に関する情報の収集を促進するため、**自発的インシデント報告制度を確立する。**

安全に関する**情報の分析・評価体制の強化を図る。**



その他 施策

- ・救助・救急活動の充実
- ・被害者支援の推進
- ・航空交通の安全に関する研究開発の推進

安全パフォーマンス（指標）評価を重視した次世代型安全行政への転換

航空部門における次世代型安全行政への転換

サービス提供者が自ら行う安全管理活動（SMS）と効果的に連携し、現在の安全指標・安全目標指標を求め、その指標について規制当局とサービス提供者が合意した上で、指標をベースとして継続的に安全性の向上を図っていく枠組である国家安全プログラム（SSP）を導入する。

また、SSPの重要な要素である安全に関する情報収集促進のため、自発的インシデント報告制度の導入を図り、義務的インシデント報告とともにこれらの安全情報の分析・評価体制を強化し、安全性を継続的に監視できるシステムを構築していく。

